

39歳以下に最大100万円/

住宅取得を支援します

町は、定住人口の増加による地域の活性化を図る目的で若者の住宅取得を支援します。若者(39歳以下)の皆さんの**住宅の新築・購入を対象**としております。また、すでに町内にお住まいの人も、町へ移住を考えている人もご利用いただけます。☎地域整備課 ☎ 692-6406

住宅取得にかかる条件と交付金

町内に住宅を取得
60万円

居住誘導区域内に住宅を取得した場合
さらに **20万円**

町外から移住し、住宅を取得した場合
さらに **20万円**

最大100万円

※住宅の取得にかかった費用を上限とします
※予算の範囲内で交付します

住宅を新築または購入し、かつ当該住宅の所有権登記をすること

栗石町立地適正化計画において指定されている居住誘導区域(下記二次元コードから参照)

住宅の所有権登記が完了した日の前日から1年前の間に栗石町に住民登録がなく、町への転入日が登記完了日の前日から3カ月以内または登記完了日以降であること



ホームページはこちら▶

●交付対象者

- ① 交付対象住宅の所有権登記が完了した日において39歳以下の人
- ② 奨励金の交付申請日までに町内において住宅取得を行い、当該住宅に居住している人(当該住宅の住所への住民登録必須)
- ③ 町税の滞納がない人
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団の構成員または暴力団と密接な関係がない人
- ⑤ 過去にこの奨励金の交付を受けていない人
- ⑥ 同居人も対象となります。
- ⑦ 2親等以内の親族からの取得は除きます。
- ⑧ 5年以内に転出または住宅を転貸、売却、譲渡、除却をした場合は奨励金を返還していただきます。

●交付申請

奨励金の対象となる住宅の所有権登記が完了した日から、6カ月以内に住民登録をしたのちに、左記の書類を町役場地域整備課へご提出ください。

●申請書類

- ・町若者向け住宅取得支援奨励金交付請求書

●添付書類

- ① 交付対象住宅に居住する全員の住民票の写し
- ② 登記完了日の前日から起算して1年前の日から転入日までの申請者の住所と居住期間が確認できる住民票の除票の写し、または戸籍の附票の写し
- ③ 交付対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- ④ 交付対象住宅の新築または購入に係る契約締結日と費用がわかる書類(契約書の写しなど)
- ⑤ 交付対象住宅に居住する全員の納税証明書(町税滞納がないことを証する書類)
- ⑥ 誓約書

※個人との売買による取得の場合には次の書類も添付してください。

- ・売買契約書の写し
- ・申請者と親(一親等の直系尊属をいう)の戸籍全部事項証明書
- ・申請者に配偶者がいる場合は配偶者の親の戸籍全部事項証明書
- ※申請書類および誓約書は、地域整備課窓口に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

※別途必要な書類を提出していただく場合があります。

健診・がん検診

を受診しましょう

メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）は生活習慣病の前兆であり、多くが自覚症状のないまま進行します。また、日本では2人に1人ががんにかかるといわれています。生涯健康で過ごすため、健診やがん検診を毎年受診し、定期的に健診を受けて健康状態を把握し早期発見・治療につなげましょう。

●町が実施する健診など

	健康診査名	対象者	問い合わせ先	実施期間など
メタボリックシンドロームに特化した健診	①特定健康診査*	国民健康保険加入者で40～74歳の人(2026年度中に75歳になる人を含む) ※2026年4月2日以降に国保に加入した人は、③の対象となります。	町民課 ☎692-6478	受診券…5月下旬発送 期間…6月1日(月)～10月31日(土) 場所…受診券に同封されている実施医療機関の一覧表をご覧ください。 ※①・②についてはJA岩手県厚生連の人間ドックでも受診できます。 ☎JA新しいわて雫石支所組合員課〒020-0543 雫石町高前田152 ☎692-0111
	②後期高齢者健康診査*	後期高齢者医療制度加入者で75歳以上の人(65歳以上の障がい者で広域連合の認定を受けた人を含む)		
	③基本健康診査	40歳以上(①、②などの制度の対象とならない人)		
歯科健診	成人歯科検診(歯周疾患検診)	20・30・40・50・60・70歳の人	健康推進課(町健康センター) ☎692-2227	受診券…5月下旬発送 期間…6月1日(月)～2027年1月30日(土) 受診費用…500円 場所…受診券に同封されている実施医療機関をご覧ください。
	後期高齢者歯科健康診査	後期高齢者医療制度加入者で昨年度中に75歳の誕生日を迎えた人	町民課 ☎692-6479	受診券…5月下旬発送 期間…6月1日(月)～12月28日(月) 受診費用…無料 場所…受診券に同封されている実施医療機関をご覧ください。
がん検診など	節目総合健康診査	35・40・45・50・55・60歳の人	健康推進課(町健康センター) ☎692-2227	期間…7月24日(金)～26日(日) 場所…御明神公民館
	結核および肺がん検診	40歳以上	健康推進課(町健康センター) ☎692-2227	詳細は、広報しずくいし本号およびお知らせ版に随時掲載しますので、ご覧ください。
	大腸がん検診	40歳以上		
	胃がん検診	40歳以上		
	子宮頸がん検診	20歳以上の偶数歳の女性		
	乳がん検診	40歳以上の偶数歳の女性		
	前立腺がん検診	50歳～74歳の男性		
肝胆膵腎超音波検診	35歳以上			

きれいな水環境で快適な暮らしを

公共下水道の整備を進めています

2026年度は柘沢地区で拡張工事を実施

町は生活排水などによる河川の水質汚染を防ぎ、きれいな水環境を作るため、公共下水道などの整備を進めています。2026年度は前年度に引き続き、柘沢地区の拡張工事と、以前拡張工事で仮舗装としていた柘沢地区の道路舗装復旧工事を予定しています。対象地区にお住まいの皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

公共下水道の整備に係る財源の確保は、依然として厳しい状況が続いていますが、国庫補助金などを活用しながら区域の拡大に向けた取り組みを進めていきます。

接続利用してこそ

価値ある施設に

河川や土壌の汚染原因の多

くは、産業公害に起因しますが、私たちの日常から排出される生活排水（污水）も、適正な処理をしない場合は汚染の原因となります。

汚水の適正な処理方法として、公共下水道などへの接続や、合併浄化槽による処理があり、町は住民の生活水準の向上および水質保全のため、公共下水道の整備や、農業集落排水施設の整備を行ってきました。

整備が完了した地区にお住まいの皆さんには、早期に下水道などへ接続していただき、汚水の適正な処理にご協力をお願いします。

公共水道接続のための補助制度等のご活用ください！

町は水道や下水道に対して、以下の補助制度などを実施します。詳細は上下水道課へお問い合わせください。
 ☎上下水道課 ☎692・6408

補助制度名	内容	対象者	対象者補助金額または融資額
水道未普及地域生活用水確保事業補助金	水道未普及地域で飲料水などの供給施設を新たに設置または改修する人に対し補助金を交付。	次のいずれも該当しない人 □ 給水区域に住んでいる人 □ 専用水道給水区域に住んでいる人	■ 飲料水などの供給施設の設置又は改修における対象経費の10分の8の額（上限額は個人240万円、共同利用320万円） ■ 機械設備の更新における対象経費の10分の8の額（上限額10万円）
排水設備改造金融資産あっせん及び利子補給	排水設備の設置（新築物件は除く）または浄化槽を廃止して排水管を公共下水道もしくは農業集落排水施設に接続する資金の融資のあっせん。また、その融資に係る利子を町が負担。	次のいずれかに該当する人 □ 公共下水道処理区域に住んでいる人 □ 農業集落排水施設処理区域に住んでいる人	【融資額】 上限額は個人住宅が130万円、共同住宅が250万円 ※融資開始金額は20万円から
浄化槽維持管理費補助金	浄化槽の維持管理契約を結び、合併処理浄化槽の維持管理を1年間適切に行った場合に補助金を交付。	次のいずれも該当しない人 □ 公共下水道処理区域に住んでいる人 □ 農業集落排水施設処理区域に住んでいる人	1万円
浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽の設置整備事業にかかる経費（新設・転換・老朽化更新）に対し補助金を交付。	次のいずれも該当しない人 □ 下水道法により認可を受けた区域に住んでいる人 □ 雫石町農業集落排水施設条例に規定する処理区域に住んでいる人	【補助額（一部例）】 5人槽41万4千円、7人槽47万4千円、10人槽66万円 【加算額】 単独処理浄化槽を撤去した場合9万円、くみ取り槽を撤去した場合15万円、宅内配管等工事をした場合33万円、老朽合併浄化槽を撤去した場合15万円



農業者年金の現況届巡回受付を実施します

農業者年金の現況届受け付けを、町内4地区を巡回して行います。現況届の用紙は5月下旬に農業者年金基金から直接受給者に郵送されます。☎ 農業委員会 ☎ 692-6414

【巡回受付の日時・場所】

● 栗石地区

6月8日(月) 9時～10時 町役場1階ロビー

● 御明神地区

6月8日(月) 11時～正午 御明神公民館

● 西山地区

6月8日(月) 13時30分～14時30分 西山公民館

● 御所地区

6月8日(月) 15時30分～16時30分 御所公民館

巡回受付日に都合がつかない場合は、6月30日(火)までに農業委員会事務局に提出してください。直接の提出が難しい場合は、郵送による提出も可能です。

家族経営協定で家族で営む農業をもっと魅力的に！

家族経営協定は、家族で取り組む農業経営について、意欲とやりがいを持って経営に参画出来るよう、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族一人一人が対等な立場で話し合い、取り決めるものです。町の締結農家は2025年度までに76組となりました。

家族経営協定を結ぶきっかけ

家族みんなで目標を持って農業に取り組めば経営のプラスになると思って

農業者年金では経営の位置付けが明確になると保険料の助成が受けられるから！



就農したときに給料や休日をきちんと決めたい！

夫婦一緒に認定農業者になりたい

結婚をきっかけに家族の働き方を見直したい

家族経営協定のメリットは？

家族経営協定に家族それぞれの経営の参画や収益分配などの事項を盛り込み締結している場合は、下記の制度が利用できます！

【認定農業者の共同申請】

配偶者、後継者による認定農業者の共同申請が認められます。

【農業者年金の国庫助成】

配偶者、後継者の保険料に対し、一定割合の

国庫助成があります。

【経営開始資金】

経営開始型として夫婦共に就農する場合、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。



家族経営協定締結事例(農林水産省)

来庁者の皆様へ

現地確認などで担当者不在の場合があります。申請書類の作成代行など、ご相談内容によっては担当者が戻るまでお待ちいただく場合がありますので、事前連絡のうえ、お越しください。